

病状説明等の実施時間について（お願い）

昨今、医師の過重労働が全国的に問題となっており、厚生労働省から医療機関に対して「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」について対応を求められています。これを踏まえ、当院では、2019（平成31）年1月から患者さんおよびご家族への病状や手術等の説明は、原則として、平日の時間内に限らせていただくこととしました。

病状の変化により緊急に説明が必要と判断した場合は、適宜対応いたしますので何卒ご理解とご協力をお願いします。

病状や手術などの説明は、原則として

平日の時間内（9：00～17：00）

に行うこととします。

※緊急を要する場合は、この限りではありません。

平成30年12月

管理者 武富 章